

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
② 上記以外の税目		(所得税:外、個人住民税:外)	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 (1) 国税 ○特別償却(法人税、所得税) 沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備 8/100) (2) 地方税 ○法人住民税、個人住民税、事業税 沖縄の離島地域において、上記法人税、所得税の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。
			《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。
			《関係条項》 沖縄振興特別措置法第88条、第89条 租税特別措置法第12条、第45条 租税特別措置法施行令第6条の3 地方税法 第6条
5	担当部局		内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成9年度 制度創設 平成14年度 5年延長 平成19年度 5年延長 平成24年度 5年延長 平成29年度 2年延長 令和元年度 2年延長 令和3年度 1年延長 令和4年度 3年延長、拡充 (「改修」の追加、取得下限額の引下げ(500万円以上))

8	適用又は延長期間		2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1) 政策目的 沖縄の離島地域は遠隔性、散在性、狭小性等の様々な条件不利性を有している一方で、観光資源が豊富に存在するという利点を持ち合わせている。観光産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であり、離島地域の旅館業等の設備投資を促進することで、観光産業を振興し、ひいては雇用機会の創出・確保等による地域の活性化を図ることを政策目的とする。 (2) 施策の必要性 沖縄の離島振興については、これまで沖縄振興特別措置法等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、遠隔性、散在性等の地理的条件不利性が存在し、依然として、人口減少や高齢化の進行、就業者数の減少などの課題を抱えている。 こうした離島が抱える様々な条件不利性等を踏まえ、令和4年の沖縄振興特別措置法の改正において、「離島の地域の振興」についての努力義務規定が盛り込まれ、離島の地域の特性に応じた観光の振興や離島の地域における雇用機会の拡充が一層求められている。さらに、沖縄島北部及び西表島が奄美群島とともに世界自然遺産に登録されたことを契機として、本年改正された奄美群島振興開発特別措置法では、沖縄との連携が基本理念に盛り込まれ、産業の活性化や雇用創出が期待されるなど、離島地域の振興の必要性が増している。 沖縄の離島地域の振興のためには、当該地域の自立的発展に重要な役割を果たす観光産業を振興し、雇用機会を創出・確保することが重要である。とりわけ、宿泊施設は、離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光業の振興に不可欠であり、交流人口の増加にも寄与することから、法人や個人の設備投資を促進する本特例措置を講じる必要がある。 《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第3条 (略) 2 (略) 3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

			(離島の地域の振興) 第 87 条 国及び地方公共団体は、離島の地域の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、離島の地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。 1 離島の地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置 2 離島の地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置 3 前二号に掲げるもののほか、離島の地域における雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備その他の離島の地域の振興を図るために必要な措置 (離島の旅館業に係る減価償却の特例) 第 88 条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備の新設、改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は増設をした者がある場合には、当該新設、改修又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。 ○沖縄振興基本方針(令和4年5月10日内閣総理大臣決定)(抄) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 9 北部及び離島の振興に関する基本的な事項 (2)離島振興 離島地域は、個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海、排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全など、多岐にわたる重要な役割を担っている。 他方で、狭小な市場規模や割高な生活コスト等の条件不利性を抱えており、住民の方々が安心・安全に生活できる環境を整備し、地域の持続可能性の維持・向上を図ることが重要である。 このため、島々の個性や魅力を活かした着地型観光の推進、特色ある資源を活かした特産品の開発・販路拡大、農商工連携の推進等を通じて、離島地域の特性に応じた産業振興や雇用の場の創出を図る。また、離島航路及び航空路の維持・確保や交通・物流コスト等の低減、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、ICTも活用した教育・医療・福祉における住民サービスの向上等を通じ、移住・定住条件の整備を図るとともに、離島間や本島・県外との連携・交流等を強化し、持続可能な離島の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指す。 ○奄美群島振興開発特別措置法(抄) (基本理念) 第2条 奄美群島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 1、2 略
--	--	--	--

		3 奄美群島が本土から遠隔の地にあることに鑑み、奄美群島と自然的、経済的、社会的及び文化的に密接な関連がある沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との多様な分野における連携を促進することにより、新たな価値を生み出し、奄美群島の持続的な発展に資することを旨とすること。																
②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進																
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の設備投資を促進する。 【測定指標】 離島の宿泊施設の収容人員数 【目標値】 (単位：人) <table><tr><td></td><td>R9. 3</td></tr><tr><td>収容人員数</td><td>67, 812</td></tr></table> (目標値設定の考え方) 令和5年3月以前の過去5年間の増加数の平均を踏まえ、令和5年4月以降1年間で2,842人増加するとして推計した。 (参考) (単位：人) <table><tr><td></td><td>H31. 3</td><td>R2. 3</td><td>R3. 3</td><td>R4. 3</td><td>R5. 3</td></tr><tr><td>収容人員数</td><td>45, 930</td><td>49, 886</td><td>53, 221</td><td>55, 448</td><td>56, 444</td></tr></table> 出典：沖縄県「離島関係資料」 ○達成目標・測定指標の変更理由 従前の達成目標・測定指標は、複数業種を想定して設定したが、産業全般の影響を受けやすいため、対象業種に特化した離島の旅館業等に係る達成目標へ変更し、有効性等の検証をより適切に行えるよう、測定指標を変更した。 (参考) ・従前の達成目標：離島の特色をいかした産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。 ・従前の測定指標：沖縄の離島地域の就業者数		R9. 3	収容人員数	67, 812		H31. 3	R2. 3	R3. 3	R4. 3	R5. 3	収容人員数	45, 930	49, 886	53, 221	55, 448	56, 444
	R9. 3																	
収容人員数	67, 812																	
	H31. 3	R2. 3	R3. 3	R4. 3	R5. 3													
収容人員数	45, 930	49, 886	53, 221	55, 448	56, 444													
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 離島地域における宿泊施設の立地や改修に係る設備投資を促進することで収容人員数の増加が見込まれる。達成目標の実現により、観光客の受入体制強化や雇用機会の創出・確保につながり、ひいては離島地域の活性化に寄与する。																

10

有効性等

①

適用数

○適用数の実績及び見込み

(単位:件)

年度 項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5 ※	R6 ※	R7 ※	R8 ※
適用件数	1	3	2	1	1	2	2	2	2

※H30 年度～R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用件数は自動連動により同一であるため、区分して記載せず。

※令和5年度以降は推計値を記載している。

※令和4年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者はその効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和5年度は、令和4年度以前の5年間の平均値から8.3%増加するものとして推計した(R5:県知事確認件数24件のうち2件の実績=8.3%)。また、令和6年度以降も、前年度から8.3%増加するものとして推計した。

(沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和5年度の実績から抜粋)

・取得価格 500 万円以上 1,000 万円未満：1 件

・改修：1 件

②

適用額

○適用額の実績及び見込み

【実績】(単位:千円)

年度 項目	H30	R1	R2	R3	R4
適用額	4,360	248,457	22,686	18,452	651

※H30 年度～R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は自動連動により同一であるため、区分して記載せず。

【見込み】(単位:千円)

年度 項目	R5※	R6※	R7※	R8※
適用額	63,812	69,108	74,844	81,056

※令和5年度以降は推計値を記載している。

※令和4年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者はその効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和5年度は、令和4年度以前の5年間の平均値から8.3%(R5:県知事確認件数24件のうち2件の実績=8.3%)増加するものとして推計した。また、令和6年度以降は、前年度から8.3%増加するものとして推計した。

(沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和5年度の実績から抜粋)

・取得価格 500 万円以上 1,000 万円未満：1 件

・改修：1 件

	③	減収額	○減収額の実績と見込み																															
			(単位:千円)																															
			<table><tr><th></th><th>年度 項目</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5※</th><th>R6※</th><th>R7※</th><th>R8※</th></tr><tr><td>国 税</td><td>特別償却</td><td>4,281</td><td>151</td><td>14,804</td><td>16,033</td><td>17,364</td><td>18,805</td></tr><tr><td rowspan="2">地 方 税</td><td>事業税</td><td>1621</td><td>56</td><td>4,351</td><td>4,619</td><td>5,003</td><td>5,418</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>300</td><td>11</td><td>1,036</td><td>1,122</td><td>1,215</td><td>1,316</td></tr></table>		年度 項目	R3	R4	R5※	R6※	R7※	R8※	国 税	特別償却	4,281	151	14,804	16,033	17,364	18,805	地 方 税	事業税	1621	56	4,351	4,619	5,003	5,418	法人住民税	300	11	1,036	1,122	1,215	1,316
	年度 項目	R3	R4	R5※	R6※	R7※	R8※																											
国 税	特別償却	4,281	151	14,804	16,033	17,364	18,805																											
地 方 税	事業税	1621	56	4,351	4,619	5,003	5,418																											
	法人住民税	300	11	1,036	1,122	1,215	1,316																											
			※国税の実績(～R4)については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき、法人税率を23.2%として算出。 ※地方税の実績(～R4)については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)より(事業税は、特別法人事業税を含む)。 ※令和4年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者によるその効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和5年度は、令和4年度以前の5年間の平均値から8.3%(R5:県知事確認件数24件のうち2件の実績=8.3%)増加するものとして推計した。また、令和6年度以降は、前年度から8.3%増加するものとして推計した。 (推計の方法については、別紙1参照) (沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和5年度の実績から抜粋) ・取得価格:500万円以上1,000万円未満:1件 ・改修:1件																															
	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 1. 従前の政策目的及び達成目標の状況 離島の特色をいかした産業に係る設備投資を促進することで、当該産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。 ○測定指標(沖縄の離島地域の就業者数:61,150人(令和5年度))の実現状況[達成度:%] 令和2年度(実績):57,700人※令和2年国勢調査(R2.10.1時点) 令和3年度(推計):60,111人 令和4年度(推計):60,191人 令和5年度(推計):60,834人[99.5%] ※令和2年度は国勢調査の結果 ※令和3年度～令和5年度の就業者数については、「労働力調査」(沖縄県)の年度の伸び率により推計 ※令和3年度に事前評価書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたが、結果的には3年延長となっており、従前の測定指標における最終年度と税制の期限にずれが生じている。 (参考)沖縄県全体の就業者数 (単位:人) <table><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>就業者総数</td><td>718,000</td><td>748,000</td><td>749,000</td><td>757,000</td></tr><tr><td>対前年比</td><td>-1.24%</td><td>4.18%</td><td>0.13%</td><td>1.07%</td></tr></table>		R2	R3	R4	R5	就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000	対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%																
	R2	R3	R4	R5																														
就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000																														
対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%																														

出典：沖縄県「労働力調査」（毎月実施する約 2,400 世帯のサンプリング調査）

※各年度末の数値

○政策目的の達成状況

上述のとおり、所期の目標は概ね達成しており、「雇用機会の創出・確保」という従前の政策目的に寄与してきたと言える。

2. 新たな政策目的及び達成目標の状況

○達成目標の実現見込み

【測定指標】

離島の宿泊施設の収容人員数

（単位：人）

	R6.3	R7.3	R8.3	R9.3
収容人員数	59,286	62,128	64,970	67,812

出典：沖縄県「離島関係資料」の実績データに基づき推計

※令和5年3月以前の過去5年間の増加数の平均を踏まえ、令和5年4月以降1年間で2,842人増加するとして推計した。

令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請で把握できた収容人員数の見込みは1,627人である。さらに、沖縄県が実施した調査によると、離島の旅館事業者のうち50%が今後5年以内に設備投資の予定があると回答しており、うち80%が旅館業用建物の改修を予定していることから、今後、目標についても達成できる見込みである。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 従前の達成目標に対する直接的効果

令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請で把握できた取得等による効果の見込みのうち、新規雇用者数の見込みは337人となっている。そのうち、「今回の取得等を行うに当たり、本制度（国税・地方税の特例）の存在が影響した。」と回答した事業者による雇用者数増の見込みは267人であり、また、「本制度がなければ取得等を行わなかった」と回答した事業者による雇用者数増の見込みは24人であったことから、旅館業の設備投資の促進が沖縄の離島地域の就業者数の増に寄与していると考えられる。

また、県知事確認を行った事業者への追加アンケートによると、「事業への投資の際に、沖縄の離島の旅館業に係る特例措置がなかった場合の投資への影響」として、「雇用する人数を減らした」と回答した事業者が一定数おり、実績としても沖縄の離島地域の就業者数に影響したもの（直接的効果）として分析している。

【本特例措置に係る沖縄県知事確認の件数、新規雇用者数】

（単位：件、人）

	R4	R5
確認件数	7	24
新規雇用者数	18	319

※沖縄県知事に提出された確認申請書による。

			2. 新たな達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果 沖縄県知事への確認申請書内にて、「今回申請する旅館業用建物等の取得等を行った理由・目的等について」アンケートを設けており（別紙2参照）、事業者が沖縄県知事へ申請した確認申請書によると取得等による効果の見込み（合計・平均）は以下のとおり。 また、令和4年度税制改正による取得価格要件緩和等によって適用された事業者も確認できており、制度の周知等により、今後、更なる活用が見込まれる。 ・客室数の増数：（合計）546室、（平均）17.6室 ・収容人員数の増数：（合計）1,627人、（平均）52.5人 ・年間宿泊者数の増数（合計）288,363人、（平均）9,302人 ・新規雇用者数：（合計）337人、（平均）10.9人 ※令和4年度及び令和5年度に事業者が沖縄県知事に申請した確認申請書（31件）に基づき集計。 ※令和6年3月31日現在。 3. 適用数が僅少であることについて 特に国税の適用数が僅少であるが、事業者へ実施したアンケートによると、特別償却を活用しなかった理由として、①特別償却制度を知らなかった、②事業初年度の黒字化が困難で制度を活用する必要がなかったという回答が多く、認知度の低さと事業初年度における黒字化が困難であることが主な原因と考えられる。令和4年度は県知事による事前確認制度が導入され、新たな対象要件の周知に一定程度の時間を要したことから、適用数が僅少となっているが、制度の周知活動により、令和5年度は前年度と比較して県知事確認件数が約3.5倍に増えている。さらに、県知事確認申請書に記載する「受けようとする特例の種類」の回答によると、いずれも20件以上の適用が見込まれており、適用数が僅少であるという課題が改善されつつあると考えられる。 県知事確認時の受けようとする特例の種類（複数選択） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税（法人税・所得税）</td><td>6</td><td>21</td><td>27</td></tr> <tr> <td>県税（事業税）</td><td>7</td><td>22</td><td>29</td></tr> <tr> <td>県税（不動産取得税）</td><td>7</td><td>23</td><td>30</td></tr> <tr> <td>市町村税（固定資産税）</td><td>6</td><td>20</td><td>26</td></tr> </tbody> </table> ※沖縄県知事に提出された確認申請書による。		R4	R5	計	国税（法人税・所得税）	6	21	27	県税（事業税）	7	22	29	県税（不動産取得税）	7	23	30	市町村税（固定資産税）	6	20	26
	R4	R5	計																				
国税（法人税・所得税）	6	21	27																				
県税（事業税）	7	22	29																				
県税（不動産取得税）	7	23	30																				
市町村税（固定資産税）	6	20	26																				
	⑤	税収減を是認する理由等 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光産業をいかし、離島地域の旅館業等の設備投資を促進する本特例措置は沖縄の離島地域における条件不利性の克服や持続可能性の向上に資する効果がある。 また、持続可能な離島の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指すためには、離島地域の特性をいかした施策を推進していく必要があり、我が国が国家戦略として進める沖縄振興に寄与する効果も有する。 さらに、ワーケーションなど新たな働き方等が一層進むことにより、沖縄の離島地域への観光需要は増大することが見込まれるため、本特例措置は、沖縄の離島地域の観光振興に寄与する効果もある。																					

			以上の効果が見込まれる本特例措置は、離島地域の振興に大いに寄与し、社会的意義があるため、税収減を是認するものとする。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等 上述の政策目的を民間活力をいかして成し遂げるためには、民間事業者による設備投資の誘因となる本特例措置が必要である。 事業者の投資判断に当たっては、経済情勢など中長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの支援ではなく、税制等の中長期的な制度の裏付けが必要と考えられる。また、本特例措置は、課税の繰延べであり、減収額相当分を補助金等として交付するよりも国の最終的な負担が少ないという点において、手段としての適切性が認められる。 本特例措置は、今後、企業の設備投資や、進出候補地を決定する際の重要なインセンティブとなり、離島地域における受入機能の強化及び観光満足度の向上が期待できることから、観光資源を豊富に有する沖縄の離島地域の振興を民間活力をいかして行うには、引き続き政策的に旅館業等の設備投資を促進していく必要がある。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担 沖縄振興特別措置法等に基づく沖縄振興において、官民の役割分担を踏まえ、本特例措置のほか、沖縄振興特別推進交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、これらの補助事業では、離島の遠隔性、散在性等の地理的不利性解消に向け、自治体が事業を行っているのに対し、本特例措置では、民間投資の促進による産業の振興を目的としており、役割分担がなされている。
		③	地方公共団体が協力する相当性 本特例措置は、沖縄県からの要望等も踏まえて延長するものである。国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本特例措置は、沖縄の離島振興に資するものであり、沖縄県及び関係市町村が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 06)